

291. 甲賀郡信楽町 南松尾窯跡の紹介

本窯跡は1966年工場の拡張工事に伴い県教育委員会の手により調査されたもので、中世の信楽焼の窯跡である。その具体的内容については未掌握であるが、今回はその記録化されている資料、即ち、実測図ならびに写真資料とこの窯跡の出土品を紹介し、不十分なが本窯跡の持つ内容について報告する。

かように不十分な内容乍ら本窯跡について報告するのは次の事由による。即ち、信楽焼の中世の窯跡については発掘調査例が本窯跡以外では1967年に名古屋大学の手により調査された中井出1、2号窯跡のみであり、その他、藤岡一による長野3号窯跡(釜ヶ谷窯)の略図があるのみで、中世信楽焼の検討において必要不可欠のものである点にある。

本窯跡は信楽町中部の長野地区に存在し、中世信楽窯跡分布の西南端に位置する(図1参)。本窯跡の立地する山際には他に中世信楽窯跡が3基依存し、その北部の長野地区にはより古い時期の長野二本丸窯、長野3号窯跡(釜ヶ谷窯跡)が確認されており、中世信楽窯跡群中でも中枢的な群中に属する。

本窯跡は山の斜面を掘り抜いて造成されており(図2、3参)、その焚口、燃焼室・焼成室の一部と煙道部がそれぞれ後代の削平などにより消滅していた。その平面形は、丁度、蠟燭の炎の形を成し、焚口が狭く燃焼室で急激に拡がり、煙道部へ向けて徐々に狭まる形である。調査時には全長6.9m、最大幅3.4mであり、分焰壁(柱)や焼成室、その天井部などが廃棄の状況で良好に遺存していた。

本窯跡の最大の特徴はその平面形であり、また、燃焼室から焼成室にかけて設けられた分焰壁(柱)である。この掘り残しの壁(柱)は平面形が長楕円形につくられ、底部長径3.1m、短径1.2mの規模であり、その規格からみて分焰柱ではなく分焰壁であり、従って、焼成室は左室と右室に分けられているのである。これは中井出1、2号の隔壁の前身的な形態と考えられ中世信楽窯跡の最大の特徴とみられる。焼成室内は約30°の勾配がつけられ、焼成室後部から煙道部にかけて低い階段がつけられている。焼成室の右室には河原石が数個遺存しており、焼台の可能性もある。また、一部

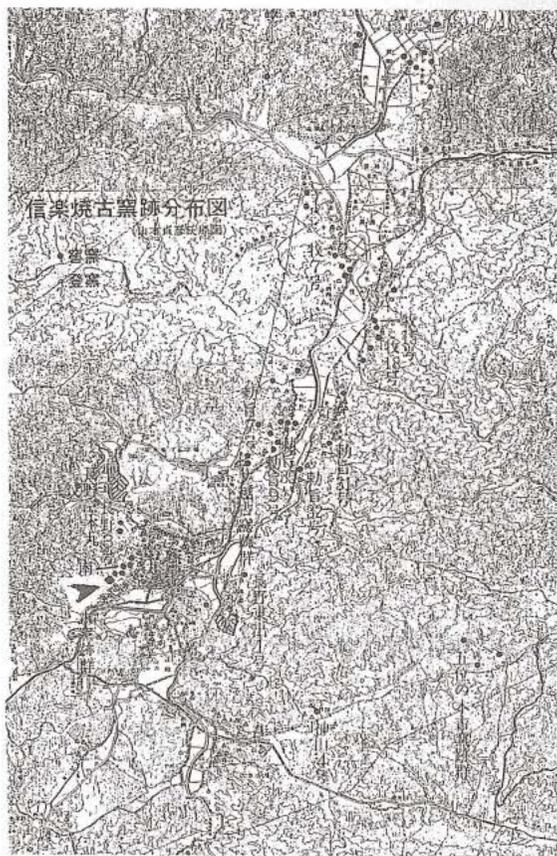


図1 南松尾窯跡位置図(矢印部)

に窯壁の剥落したものが遺存していた。

本調査では甕、壺、播鉢が出土している(図5、6)。図示したものはその一部であり、それ以外の例については表採品などと共に別稿にて報告する。

甕。その口径から36cm以上を測る大甕、以下の中甕の二種に分別して記述する。

大甕としては、33~37がある。33は直立する口頸部につくり、口縁部は外傾させている。口縁部は縁帯様につくり、端部は外方につまみ出す形である。口縁部下方内面に凹線を施す。34は直立する口頸部につくり、口縁部は縁帯様につくり、その端部は外方に引き出す形。縁帯内面の下部に凹線を施す。35は外傾させた口頸部につくり、口縁部は縁帯様であり、その端



図2 窯跡を前面より見る



図3 窯跡の立地状況

を外方に引き出している。口縁部の内面中程に受け口状の凹線を施す。薄手につくる特徴がある。36は口頸部を直立させ、口縁部を外傾させて縁帯様につくる。その端部上面をナデて平縁としている。頸部の内面中程に細い凹線を施す。37は口径48cmを測る大甕である。口頸部は直立気味で、口縁部は縁帯様につくる。その端部上面をナデて平らにしている。口縁部内面下部に凹線を施す。

中甕としては15～18、27、32がある。15は頸部は内傾気味に立ち上らせ、口縁部は縁帯様につくり強く外傾させる。その端部上面をナデて平らにしている。内面の凹線はないが頸部と口縁部の境に受け状の段をつけている。16は口縁部は縁帯様につくり、その内面下部に凹線をつける。17は薄手で直立する口頸部につくり、口縁部は縁帯様につくりその端部を外方につまみ出している。その内面下部に凹線をつける。18は口頸部は外反気味に立ち上らせ、口縁部はその上端部から押しつけた形でひしゃげた縁帯様につくり、その端部は外方に強く引き出した形とする。その口縁部内面下部に受け状の凹線をつける。27は口頸部を外反気味に立ち上らせ、口縁部は縁帯様につくりその端部を外方に引き出す。口縁部内面下部に浅い凹線を施す。32は頸部を

内傾して立ち上らせ、口縁部は外反させ縁帯につくる。口縁部内面下部に凹線をつける。

壺。出土例は多くないがこれは恐らく甕や播鉢と比して焼成が良好になる例が多いためであろう。9は桧垣文壺である。桧垣文は綾杉状につけられ、それは浅い沈線でつけられる。28は外反する口頸部につくり、端部はそのまま上端をナデて若干外方に膨れる形である。29は28と同様の形態であるが、口縁内面をナデて受け状につくる。30は小型の壺である。端部は丸い怒り肩につくり、口頸部は直立させ口縁端部をナデてその下端を二重口縁状としている。

播鉢。播鉢は例が多く、播目の有無・形態、口縁部のつくり方などにより簡単に分類して記述する。

1、3、5、7～8、10～14、19～26は播目のある播鉢で、2、6、22が播目のない捏鉢である。播鉢のうち3、4、7はヘラ刻みによる一本播目を付している。2の捏鉢は直線的に外傾する体部で口縁部は端部を外方に引き出す形態をつくり、外面底部にユビによるオサエ痕が残る。4、7の一本播目鉢は口縁部を外方に折り曲げ、その端部を外方に引き出して収める。櫛による播目を付する播鉢は大きく二つの形態に分けておく。一つは口縁部を外方へ折り曲げる形態で、1、5、

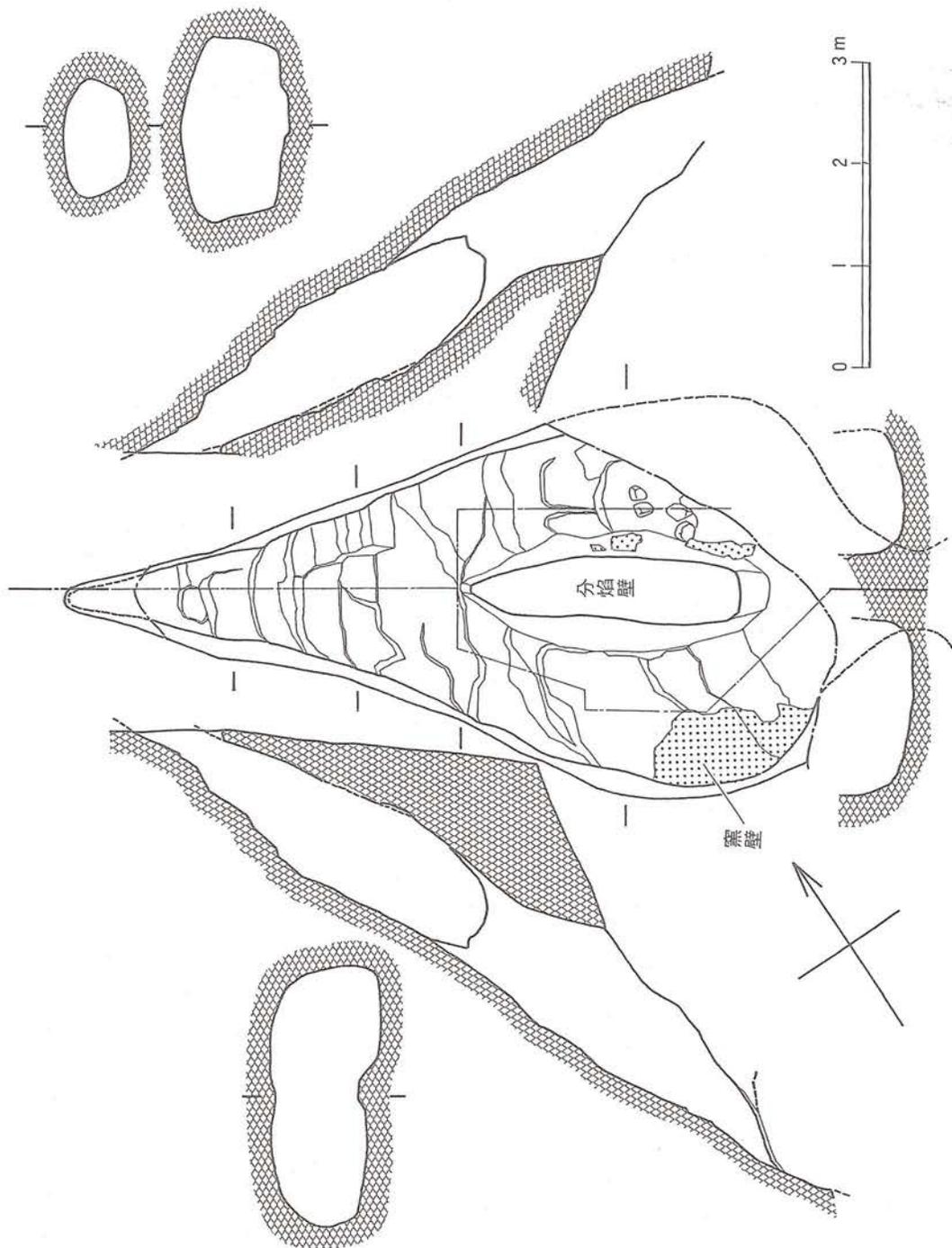


图4 南松尾窯跡平面図・断面図

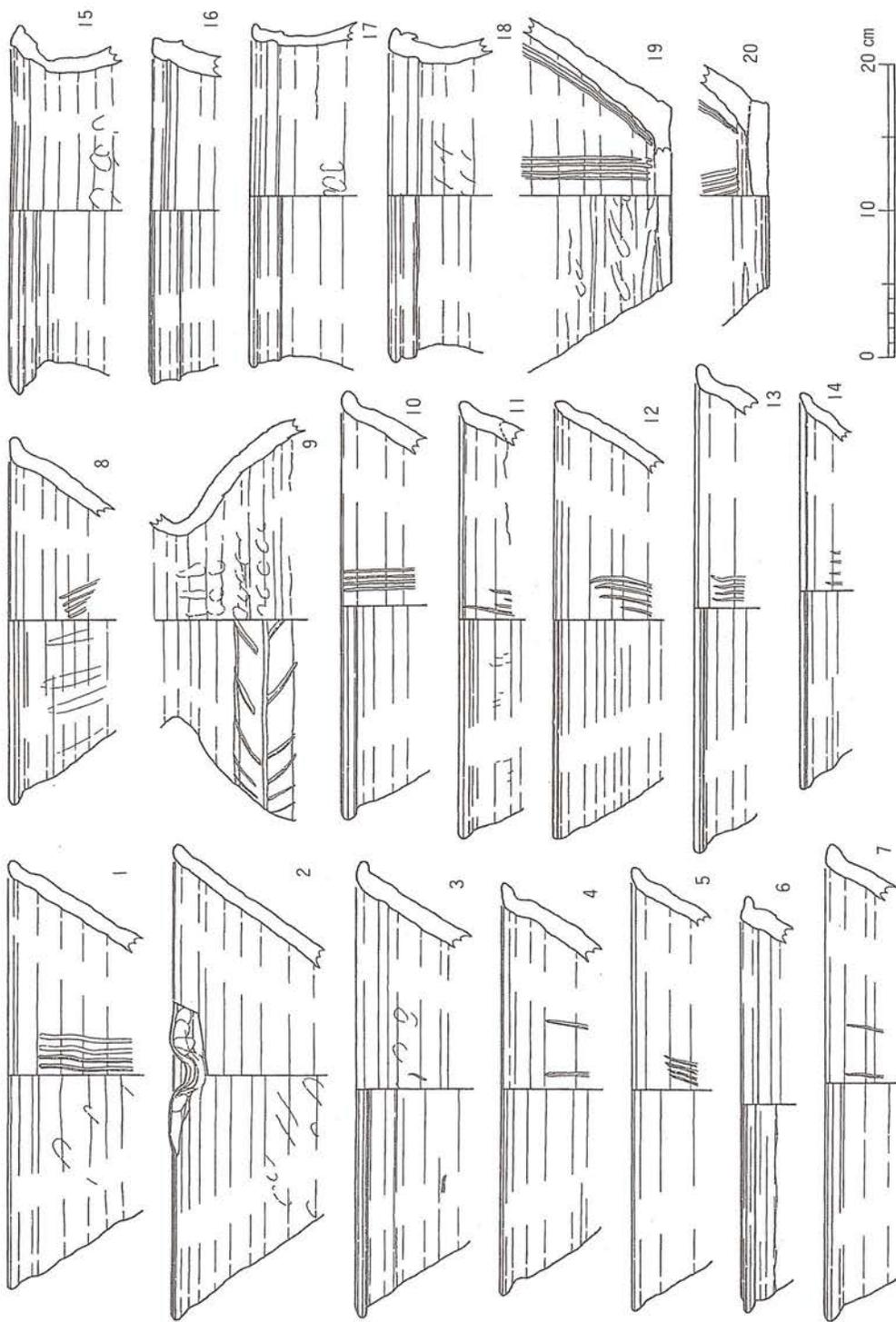


图5 南松尾窯跡出土陶器实测图

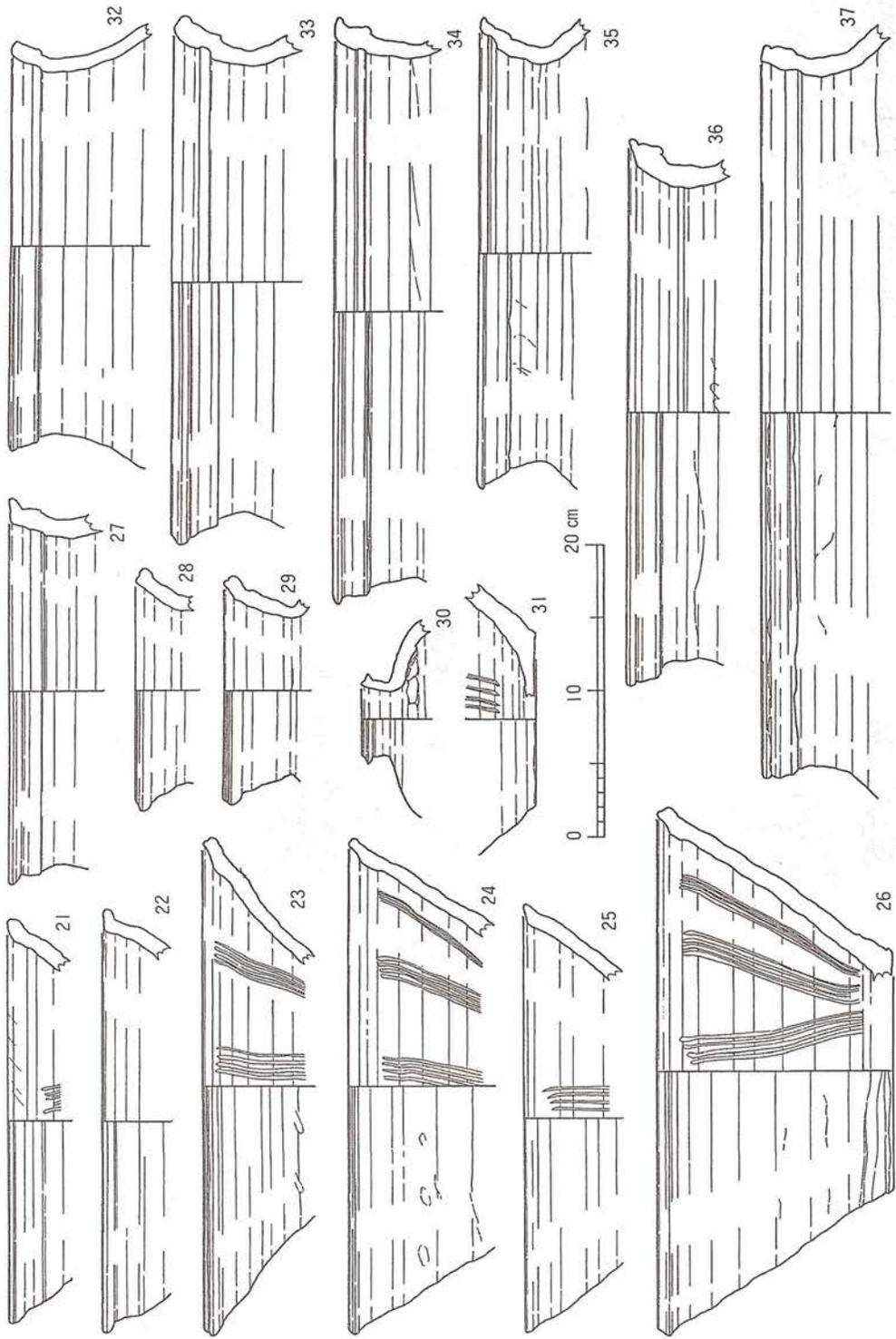


图6 南松尾窯跡出土陶器实测图



図7 前面から分焰壁を見る

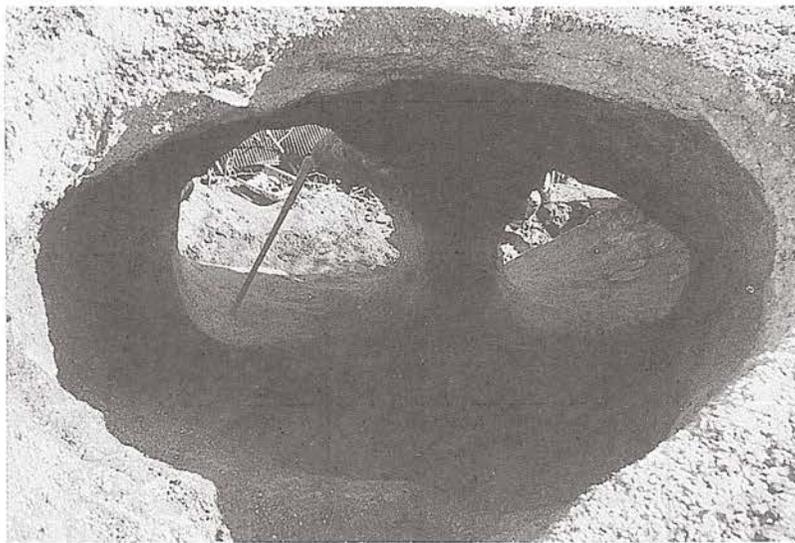


図8 後方から窯跡内を見る

8、10～13、21、22、25がそれに当る。これらはその口縁部の形態や体部の形態あるいは櫛目の相異で3～4類に分類出来るが、図示した以外の出土品、あるいは、表採品も併せて別稿により分類することとする。又一つは23、24、26の類である。これらは平底でそこから直線的に外傾して立ち上らせ、口縁はそのまま端部に上面にまるめこみによる沈線状の溝を残し平らに仕上げるものである。さらに、本類の特徴は口縁部内面を強くナデてその部分に受け状の部分をつくる点にある。また、このタイプの節目は極めて整ったものを使用しており、焼成も堅緻となっている。14はこの両者の折衷

形を呈し、両者の特徴を併わせ持っている点が注視せらるる。

以上、極めて簡略に南松尾古窯跡の内容を記述した。それは、窯跡が地山の掘り抜きで焼成部、焼成部の前部が大きく広がる形態で、その部分から焼成室後部にかけて分焰壁とも呼ぶ可き分焰柱をつくり、左右の室をつくっていること。出土陶器は甕、壺、播鉢の所謂、中世窯の通有の陶器を焼成し、それらは著書編年のⅢ～Ⅵ期^{註2}のものであること。従って、発掘された中井出1、2号窯跡の前段階に属するものであり、分焰壁＝左右2室に分けて焼成する形がⅢ期頃から開始されたことを示す貴重な資料であることなどを確認した。

(松澤 修)

註1 財瀬戸市埋文化財センター『六古窯の時代』1998年

註2 松澤 修『信楽焼の編年について』（『中世の信楽—その実像と編年を探る—』滋賀県立近江風土記丘資料館）1989年